講座８

**給料表の種類と構造について**

１　給料表の種類と構造

（１）給料表の種類

○　国家公務員の適用俸給表

「一般職の職員の給与に関する法律」－給与法

第６条　俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

１ 　行政職俸給表

イ　行政職俸給表(一)

ロ　行政職俸給表(二)

２ 　専門行政職俸給表

３ 　税務職俸給表

４ 　公安職俸給表

イ　公安職俸給表(一)

ロ　公安職俸給表(二)

５ 　海事職俸給表

イ　海事職俸給表(一)

１１種１７表

ロ　海事職俸給表(二)

６ 　教育職俸給表

イ　教育職俸給表（一）

ロ　教育職俸給表（二）

７ 　研究職俸給表

８ 　医療職俸給表

イ　医療職俸給表(一)

ロ　医療職俸給表(二)

ハ　医療職俸給表(三)

９ 　福祉職俸給表

10 　専門スタッフ職俸給表

11 　指定職俸給表

　※　その他、特定任期付職員俸給表、第一号任期付研究員俸給表（招へい型）、第二号任期付研究員俸給表（育成型）の３つがある。

○　地方公務員の適用給料表

　　国家公務員の11種17表のうち、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（二）、専門スタッフ職、指定職俸給表が原則として用いられていない。都道府県においては、一定の種類の給料表を使用しているが、市町村においては適用する給料表はさらに減少する。

　＜参考＞

　北海道が適用する給料表　　行政職、公安職、海事職、教育職（高校）、教育職（中小）、（全部で９表）　　　　研究職、医療職（１）、医療職（２）、医療職（３）

　※札幌医科大学が地方独法に移行する前は、これに教育職（大学）があり、全部で10表

○　各給料表の水準の比較について（資料１参照）

（２）行政職給料表の構造

　○　国家公務員

　職務の級は、職員の職務の「複雑、困難および責任の度に基づき」人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）で、各級ごとの標準的な職務の内容を「級別標準職務表」によって定めている。

別表第一　級別標準職務表（第三条関係）

イ　行政職俸給表（一）級別標準職務表

|  |  |
| --- | --- |
| 職務の級 | 標準的な職務 |
| １　級 | 定型的な業務を行う職務 |
| ２　級 | １　主任の職務２　特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 |
| ３　級 | １　本省、管区機関又は府県単位機関の係長又は困難な業務を処理する主任の職務２　地方出先機関の相当困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する主任の職務３　特定の分野についての特に高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門官の職務 |
| ４　級 | １　本省の困難な業務を分掌する係の長の職務２　管区機関の課長補佐又は困難な業務を分掌する係の長の職務３　府県単位機関の特に困難な業務を分掌する係の長の職務４　地方出先機関の課長の職務 |
| ５　級 | １　本省の課長補佐の職務２　管区機関の困難な業務を処理する課長補佐の職務３　府県単位機関の課長の職務４　地方出先機関の長又は地方出先機関の困難な業務を所掌する課の長の職務 |
| ６　級 | １　本省の困難な業務を処理する課長補佐の職務２　管区機関の課長の職務３　府県単位機関の困難な業務を所掌する課の長の職務４　困難な業務を所掌する地方出先機関の長の職務 |
| ７　級 | １　本省の室長の職務２　管区機関の特に困難な業務を所掌する課の長の職務３　府県単位機関の長の職務 |
| ８　級 | １　本省の困難な業務を所掌する室の長の職務２　管区機関の重要な業務を所掌する部の長の職務３　困難な業務を所掌する府県単位機関の長の職務 |
| ９　級 | １　本省の重要な業務を所掌する課の長の職務２　管区機関の長又は管区機関の特に重要な業務を所掌する部の長の職務 |
| １０級 | １　本省の特に重要な業務を所掌する課の長の職務２　重要な業務を所掌する管区機関の長の職務 |

備考

１　この表において「本省」とは、府、省又は外局として置かれる庁の内部部局をいう。

２　この表において「管区機関」とは、数府県の地域を管轄区域とする相当の規模を有する地方支分部局をいう。

３　この表において「府県単位機関」とは、１府県の地域を管轄区域とする相当の規模を有する機関をいう。

４　この表において「地方出先機関」とは、１府県の一部の地域を管轄区域とする相当の規模を有する機関をいう。

５　この表において「室」とは、課に置かれる相当の規模を有する室をいう。

　○　地方公務員

　　北海道においては１級から10級まで使用しているが、自治体においては、都市は７級、町村は６級までを使用しているところが多くある（一部の自治体では町村でも７級制を使用しているところもある）。

　　各級の職務については、2005年9月28日に総務事務次官通知が発出されて、都道府県の例として、別記の通りの内容が事実上強制されているが、このとおりの運用をしている都道府県は存在していない。その理由として、職員構成や人事異動の流れなど画一的ではなく、それぞれの都道府県における運用が大きく異なっていることなど、国家公務員とは異なる事情が存在していることが考えられる。

　○　行政職俸給表（一）の各級の水準比較は資料２のとおり

【別　記】

|  |  |
| --- | --- |
| 職務の級 | 職　務　の　内　容（本庁職員） |
| １　級 | 係員の職務 |
| ２　級 | 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務 |
| ３　級 | 係長の職務 |
| ４　級 | 課長補佐の職務 |
| ５　級 | 総括課長補佐の職務 |
| ６　級 | 課長の職務 |
| ７　級 | 総括課長の職務 |
| ８　級 | 次長の職務 |
| ９　級 | 部長の職務 |

備考１　「総括課長補佐」とは、例えば全般的に課長を補佐し、又は二課長以上にわたる人事、予算等の重要な総括的業務を担当する課長補佐を指す。

２　「総括課長」とは、例えば部の業務を統括し、又は全庁にわたる人事、予算等の重要な総括的業務を担当する課長を指す

　　３　都道府県の規模、行政組織等によっては、職務の内容に応じて部長について10級を設けることができるものであること。ただし、国における10級は、従来の本府省課長の職責を上回る職務に対応するものであるので、地方公共団体における適用についても、これに相当するような高度な又は特に困難な業務を担う職責を有する場合にのみ適用すること。